

平 戸 市 監 査 公 表 第 163-3 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 4 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

消防本部・消防署

第 3 監査の期間

令和 3 年 5 月 12 日（水）、13 日（木）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：消防本部・消防署】

区 分	内 容	措 置
指摘事項	<p>旅費の支給について</p> <p>令和元年度長崎県消防団大会（対馬市）に出張した消防団長ほか全8人分の旅費について、バス代や日当を含んで市から支給されているにもかかわらず、別途準公金である消防団本部会計から、タクシー代（厳原から対馬空港まで5,540円、福岡空港から博多駅まで2,960円）や弁当代（3,730円）が支出されていたので、適正な会計処理を行うとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>ご指摘を受けました二重支払い状態につきましては、消防団運営補助金より支出しておりますタクシー代及び弁当代を合わせました12,230円を令和3年7月28日に返還いたしました。</p> <p>今後につきましては、公金及び準公金の適切な会計処理に努めてまいります。</p>
指導事項	<p>平戸市消防団本部の会計について</p> <p>平戸市消防団本部会計については、平戸市消防団運営補助金交付要綱に基づき交付された補助金によって運営されている。</p> <p>支出伝票について、決裁日の記入漏れや支出区分の誤りなどが見受けられたので、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>決裁日の記入漏れや支出区分の誤りがないよう十分に注意を払い、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
意 見	<p>消防団組織の強化について</p> <p>消防団を取り巻く環境は、全国的に災害の多様化・大規模化あるいは社会情勢の変化等に伴い、厳しい状況となっており、とりわけ市内のほとんどの消防団において、消防団員や平日昼間の出場可能な員数の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>このようなことから、消防本部においては引き続き、消防団への十分な指</p>	<p>国の通知により、消防団員の報酬等の見直しを行い、年額報酬及び出動報酬の増額を行ったところであります。</p> <p>また、災害時における消防団と各地域の自主防災組織との連携・協力については、消防団と自主防災組織との訓練をしていく中で、それぞれの役割について相互理解を図りながら、地域の実情に則した円滑な連携協力体制が構</p>

	<p>導や資機材の支給、消防団員の処遇改善及び機能別団員制度などの充実に加え、消防団と各地域で結成されている自主防災組織等との連携・協力を進め、地域防災力の向上を図っていただきたい。</p>	<p>築できるよう研究しているところで</p>
--	---	-------------------------